

議案第11号

養父市給水条例及び養父市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市給水条例及び養父市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市給水条例及び養父市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(養父市給水条例の一部改正)

第1条 養父市給水条例(平成16年養父市条例第266号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第33条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(養父市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 養父市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年養父市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第11号 養父市給水条例及び養父市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市給水条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、特定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、特定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p>

第2条 養父市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>